

○闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例

北海道条例第35号

昭和24年6月5日

改正 昭和30年11月条例第82号、昭和33年4月条例第39号、昭和48年4月1日条例第33号、平成4年3月31日条例第59号、平成21年3月31日条例第15号

北海道議会の議決を経て、闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例を、次のように定める。

闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例

第1条 犬（土佐犬を除く。）、鶏、牛その他の動物を、互いに闘わせてはならない。

第2条 前条の闘いを見せる目的で、公衆を集めてはならない。

第3条 前2条の行為を教唆し、又はほう助してはならない。

第4条 土佐犬を闘わせようとする者は、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）の定める手続により、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の闘いをさせる場合においては、公安委員会の定める闘技の方法によらなければならない。

第5条 公安委員会は、北海道公安委員会規則で、この条例の規定により公安委員会の権限に属する事務の一部を方面公安委員会に行わせるものとすることができる。

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第1条から第3条までの規定に違反した者

(2) 第4条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項の闘技の方法によらないで土佐犬を闘わせた者

附 則

1 この条例は、公布の日から、これを施行する。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（昭和30年条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年条例第39号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第33号）

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第59号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。（後略）